

(別紙)

※ 本実施要綱は現時点の案であり、今後変更があり得る。

介護職員資質向上促進事業実施要綱（案）

1. 総則

平成 28 年度介護職員資質向上促進事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、介護職員資質向上促進事業(以下「本事業」という。)を行う事業主体(以下「補助事業者」という。)は、本実施要綱に基づき、補助事業を行うこととする。

2. 目的

本事業は、介護事業所・施設内における OJT (On-the-Job Training) を通じて介護職員の実践的な職業能力の向上を図りつつ、その能力を評価・認定することにより、介護事業所等における人材を育成することを目的とする。

3. 補助事業者

補助事業者は、厚生労働省に設置される本事業に関する評価委員会における審査の上で、選定する。

4. 補助金交付の対象、補助率及び補助金の額

補助金交付の対象及び補助率は、交付要綱 3 及び 4 に定めるものとする。

5. 収入

(1) 補助事業者は、本事業において行う介護職員の実践的な職業能力の認定(以下「認定」という。)等に際して、認定を受けようとする者等が自ら支払うことが相当と認められる範囲で、認定等に必要な手数料の額を決定し、収入として徴収できるものとする。なお、手数料の額については、厚生労働省と協議して決定することとする。

(2) 補助事業者は、(1) に定めるもの以外の収入を徴収する場合は、認定を受けようとする者等が自ら支払うことが相当と認められる範囲であることを示すとともに、予想される収入額を明記した上で、あらかじめ厚生労働省に協議を行わなければならない。

(3) 補助事業者は、得た収入については、補助の目的に資する範囲でこれを活用できるものとする。

(4) 厚生労働省は、補助事業者が予想される収入額に対して、大幅に上回る収入を得た場合については、手数料の額について見直すことを助言することができる。

6. 事業内容

補助事業者は以下の事業を行うこととする。なお、本事業の実施にあたっては、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会」報告書の内容を十分踏まえ、効率的な運営を図ることとする。

(1) 運営体制の構築

① 運営委員会の設置

本事業を効果的かつ効率的に実施するとともに、本事業の実施を適切に管理するために運営委員会を設置することとする。なお、以下の(2)から(4)の事業の実施にあたり、具体的な実施内容等について検討等を行う委員会等を運営委員会の下に置くことができるものとする。

② 認定委員会の設置

本事業において行う介護職員の実践的な職業能力の認定を行うための委員会(以下「認定委員会」という。)を設置する。

また、認定委員会は、認定を受けようとする者から申請があった場合、できる限り速やかに認定を行うことができるよう工夫して開催するものとする。

③ 事務局の設置

補助事業者は本事業における事務局を設置し、運営委員会及び認定委員会の運営のほか本事業を円滑に行うために必要な業務を遂行するものとする。なお、事務局には事業責任者及び経理責任者を置くものとする。

(2) 評価シート及び各種規程の整備

補助事業者は、本事業を実施するため、介護職員の実践的な職業能力を評価するためのシート(期首評価シート、期末評価シート(内部評価及び自己評価))その他必要なシートを作成することとする。また、本事業を公正かつ的確に実施するため、認定手続規程、評価結果登録手続規程、個人情報保護規程等の各種規程を整備し公表することとする。

(3) 評価者講習等の実施

補助事業者は、本事業を活用して、介護事業所・施設において介護職員の実践的な職業能力の評価(以下「内部評価」という。)を行う者(以下「評価者」という。)に対して評価者講習を実施する。

① 講習プログラムの策定

受講者が本事業の趣旨や評価者が担う事項を十分理解するとともに、評価者の評価技術の向上・均質化を図ることができる講習プログラムを策定する。学習効果の向上を図るため、座学だけでなく、模擬評価等も含めたプログラムとする。また、必要に応じてeラーニング等を活用する等、講習受講者の利便性に配慮したプログラムとする。(例えば、評価者講習のプログラムは、テキストの事前学習及びeラーニングを通じた基礎的事項の学習、事業所・施設におけるトライアル評価等を活用した集合講習により構成することが考えられる。)

② テキストの作成

本事業の趣旨及び概要、内部評価の手順、実践的な職業能力の評価基準、評価者の役割・留意事項、本事業を活用したOJTの実施等を分かり易く記載したテキストを作成する。

③ 受講申込み受付・審査

評価者講習の受講申込みを受け付け、以下の要件に基づき審査した上で、申込者に受講の可否を通知する。

- イ 介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者(介護福祉士養成実習施設実習指導者Ⅱの要件を満たす者)
- ロ 実技試験に係る介護福祉士試験委員の要件に該当している者。具体的には、以下のいずれかに該当する者。
 - i) 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後10年以上実務に従事した経験等を有する者
 - ii) 介護福祉士養成施設等(社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設)において介護の領域の科目を5年以上教授又は指導した経験を有する者
- ハ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者(介護技術講習指導者の指導者の要件を満たす者)
- ニ サービス提供責任者、主任等(チームやユニットを管理・運営し、部下に対して指導・助言を行う役職に就いている者)又は介護部門のリーダー(課長(係長)、フロアリーダー等)

④ 確認テストの実施

評価者に対する信頼性を確保する観点から、評価者講習において確認テストを実

施する。

⑤ 修了証の交付

評価者講習の修了者（確認テストに合格した者に限る。以下同じ。）に対して、評価者講習修了証を交付する。

⑥ 内部評価の開始

評価者講習の修了者が内部評価を開始する場合は、その旨を補助事業者に登録させるものとする。

⑦ 内部評価を行う介護事業所・施設への助言

介護事業所・施設が行う内部評価の取組に対して、外部専門家による助言等の支援を行う。

(4) 認定申請の受付・確認・審査等

補助事業者は、認定申請の受付・確認・審査等を行う。

① 申請の受付・確認

本事業を活用する介護事業所・施設において、所定の評価シート等により、評価者による内部評価を受けた介護職員が認定を希望する場合、当該職員からの申請を受け付けるものとする。（ただし、施設・事業所経由でまとめて申請することも可能とする。）

補助事業者は、認定申請があった場合、補助事業者において作成する各種規定に基づき、所定の申請要件の充足状況を事務局において確認し、申請内容に不備等がなかったものについては、申請を受理するものとする。

② 認定の審査

申請を受理したものについて、認定委員会で審査するものとする。

③ 審査結果の通知

上記②の審査の結果、認定を行った場合は、申請者宛に認定証書を送付する。認定に至らなかった場合は、その旨とその理由を申請者に通知する。

(5) 事務局運営・データ管理

① 登録

以下の内容を記録しておくこと。

- i) (3) ⑤により評価者講習修了証を交付した者の氏名

- ii) (4) ③により認定を受けた者の氏名及び認定結果
- iii) (4) ①により認定に必要な評価をすべて修了せずに、一定の評価を行った者の氏名及び登録内容
- iv) (3) の講習を修了した者が、評価開始の際に補助事業者に登録した内容

② 本人への開示

(5) ①の登録情報について、本人から開示請求があった場合には、登録データを本人に開示すること。

その際、請求者から手数料を徴収する。手数料の額については、厚生労働省と協議して決定すること。

(6) 普及啓発

本事業を効果的に実施するための専用ホームページの開設・運営、説明会の開催、パンフレットの作成等、普及啓発に必要な事業を行う。また、本事業の活用状況等の実態を把握する観点から、評価者、被評価者等に対するヒアリング・アンケート等の調査を行う。

7. 事業の実施状況の記録

本事業の適正性及び継続性を確保する観点から、事業の実施状況及び結果について記録を行うとともに、記録は機密保持が確保できるよう管理するものとする。

8. 報告書の作成

補助事業者は、事業の実施状況について、報告書を作成すること。報告書の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 報告書は、製本版とCD-R版を提出すること。
- ② 報告書（案）ができた段階で、速やかに厚生労働省に諮ること。